

令和5年度

沖縄県内部統制評価報告書に係る審査意見書

令和6年9月
沖縄県監査委員

令和5年度沖縄県内部統制評価報告書に係る審査意見書

沖縄県監査委員監査基準（令和2年沖縄県監査委員告示第1号）に準拠し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第150条第5項の規定により、令和6年8月21日付け総行第170号をもって審査に付された同条第4項に規定する報告書の審査を実施したので、次のとおり意見を付する。

令和6年9月20日

沖縄県監査委員 渡嘉敷 道夫

沖縄県監査委員 川畑 順義

沖縄県監査委員 又吉 清義

沖縄県監査委員 仲村 未央

1 審査の対象

「令和5年度沖縄県内部統制評価報告書」（以下「評価報告書」という。）

2 審査の着眼点

監査委員による評価報告書の審査は、知事が作成した評価報告書について、知事による評価が評価手続に沿って適切に実施されたか、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかといった観点から審査を行った。

3 審査の実施内容

評価報告書について、知事及び内部統制評価部局から報告を受け、「沖縄県監査委員監査基準」に準拠し、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成31年3月総務省（令和6年3月改定））の「V 監査委員による内部統制評価報告書の審査」に基づき、必要に応じて関係部局に説明を求めた上で、審査を行った。また、その他の監査等において得られた知見を利用した。

4 審査の結果

評価報告書について、上記のとおり審査した限りにおいて、その評価手続及び評価結果に係る記載は相当である。

5 改善が望まれる事項等

(1) リスクの識別及び対応策について

共通して起こりうるリスクについて識別していないもの、リスク対応策の内容や取組みが不十分であったことから不備が発現したものが定期監査で確認された。適切なリスクの識別、具体的な対応策の整備と着実な実施が望まれる。

(2) 自己評価について

自己評価では不備なしとした事項について、定期監査で指摘等を受けたものがあった。自己評価の精度を高め、発現した不備は漏らさず捕捉し、是正措置を迅速に講じることが望まれる。

(3) 内部統制の機能強化及び効果的な運用について

予算執行に係る審査機能を強化する方策として、令和6年度から各部等主管課に設置された予算経理班などを有効に機能させるとともに、令和7年度から稼働を予定している新財務会計システムのデジタル技術を活用したチェック機能強化を図るなど、組織的な対応を適切に実施し、より一層内部統制の機能強化及び効果的な運用に取り組むことが望まれる。

6 備考

評価報告書の評価結果において、知事は、内部統制の対象としている4つの事務において、評価対象期間中に7件の運用上の重大な不備を把握したとしている。